

対外支払手段等の売買に関する報告書の記入の手引

(根拠条文)

外国為替の取引等の報告に関する省令第 14 条第 3 項

// 第 15 条

(報告対象者)

(1) 承認銀行等¹

(2) 承認銀行等以外で、外為市場に直接参入し、月中取引合計額が 100 億円を超えた者
(この場合、100 億円を超えた月の属する四半期の翌四半期分を報告)

(3) 財務大臣が指定した者

(様式)

別紙様式第三十二

(記載方法など)

- ・西暦により記入すること。
- ・本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
- ・「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- ・「アウトライト」とは特定受渡日の「売切り」又は「買切り」の取引をいい、「スワップ」とは受渡日が異なる同額通貨の「売り」と「買い」を同時にかつ交差的に行う取引（為替スワップ取引）及び一定の期間内に異なる通貨の想定元本又は金利を交換することを同時に約定する取引（通貨スワップ取引）をいう。「アウトライト」及び「為替スワップ取引」については当該取引に係る売却及び買入の対価額の合計額を記入し、「通貨スワップ取引」については当該取引の約定日における想定元本額の合計額を記入すること。
- ・「対銀行等取引分」欄には、法第 16 条の 2 に規定する銀行等（本邦内本支店を除く。）及び外国にある銀行（本店又は支店を含む。）との取引高を記入すること。
- ・「ブローカー経由」欄には、外国為替ブローカー（電子ブローカーを含む。）を経由した取引高を内書すること。
- ・「支店間取引」欄には、外国にある本店又は支店との取引高を内書することとし、本邦内本支店間の取引高は記入しないこと。
- ・「その他」欄には、顧客との取引及び銀行等又は外国にある銀行以外との銀行等間外国為

¹ 承認金融機関（特別国際金融取引勘定の開設を財務大臣から承認された金融機関）のうち、外国為替令第 11 条の 2 第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫をいいます。

替市場における取引等の取引高を記入すること。

- ・米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- ・本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を除くことが困難な場合には、これを含めて記入して差し支えない。
- ・換算レートは、各月の報告省令レート（第 35 条第 2 号）を使用すること。

（提出頻度）

毎四半期

報告書の全項目に亘り該当計数がない場合でもご提出ください。

（提出期限）

翌四半期開始後 15 日以内

提出期限日が休日の場合は、その前営業日を期限日とします。

（提出部数）

1 部

（照会先）

日本銀行金融市場局為替課 直通 03-3277-2089